

小型特殊自動車を所有している人は  
軽自動車税の申告が必要です

乗用装置を備えた農耕トラクター・コンバインなどの農耕作業用自動車や、フォークリフト・ショベルローダーなどの建設用自動車（小型特殊自動車に該当するものは、軽自動車税の対象となります。所有している方は、申告の上、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

なお、所有していた方の転出や死亡により、新たに所有者となったときは、名義変更の申告が必要です。また、公道走行の有無にかかわらず、下表の要件を満たすものは軽自動車税の対象となりますのでご注意ください。（事業所構内のみ走行する場合も軽自動車税の対象となります。）

**申告の手続**  
取得や申告内容に変更が生じた場合は、15日以内に申告してください。廃車または譲渡した場合は、30日以内に申告してください。

**申告場所・お問い合わせ**

市役所税務課 市民税係  
☎ 63-5110  
または、各支所・行政サービスセンター税務窓口

**小型特殊自動車（軽自動車税の対象）**

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	税率
農耕作業用自動車	—	—	—	35 km/h 未満	2,400 円
上記以外のもの	4.7 m以下	1.7 m以下	2.8 m以下	15 km/h 以下	5,900 円

**申告に必要なもの**

事由	必要なもの
販売店から購入したとき	印鑑、車名や車台番号などが記載された書類
廃車済みのものを譲り受けたとき	印鑑、廃車受付証
他市町村から転入したとき	印鑑、廃車受付証（未廃車の場合はナンバープレートと標識交付証明書）
市内の人に譲渡した（された）とき	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書
市外の人に譲渡するとき	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
他市町村へ転出するとき	

**心配ごと相談日(11/15~12/15)**

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを気軽に相談できる窓口を開設しています。お住まいの地区以外での相談もできますので、ぜひご利用ください。相談は無料で予約は不要です。直接、相談日にお越しください。秘密は守られます。

**事業に関するお問い合わせ**

佐渡市社会福祉協議会本所

☎ 81-1155

※こちらの電話ではご相談は受付けていません。相談を希望される方は、直接会場にお越しください。

地区	相談日	時間	会場
両津	11月23日(水)	13:00~16:00	両津福祉センター しゃくなげ
	12月 2日(金)		
	12月13日(火)		
相川	11月15日(火)	9:00~12:00	ワイドブルーあいかわ
	11月22日(火)		
	12月 3日(土) 12月10日(土)		
新穂	12月 5日(月)	9:00~12:00	新穂行政サービスセンター
畑野	11月25日(金)		畑野農村環境改善センター
真野	12月 6日(火)		真野老人福祉センター寿楽荘
羽茂	12月14日(水)	13:30~16:30	羽茂農村環境改善センター
赤泊	11月16日(水)		赤泊福祉保健センターやすらぎ